二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（運送利用管理規程を定める一般貨物自動車運送事業者の行う貨物自動車利用運送の規模）

第十三条の十　法第二十四条の二第一項の国土交通省令で定める規模は、前年度（四月一日から翌年三月三十一日までの期間（次条において「年度」という。）であって、直前のものをいう。）に行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量の合計量が百万トンであることとする。　（新設）

（運送利用管理規程の届出）

第十三条の十一　法第二十四条の二第一項の規定により運送利用管理規程の作成の届出をしようとする者は、その行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量の合計量が初めて前条に規定する合計量以上となった年度の翌年度の七月十日までに、次に掲げる事項を記載した運送利用管理規程作成届出書を提出しなければならない。　（新設）

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　運送利用管理規程を定めた日

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　作成した運送利用管理規程

二　その他運送利用管理規程に関し必要な事項を記載した書類

3　法第二十四条の二第一項の規定により運送利用管理規程の変更の届出をしようとする者は、当該運送利用管理規程の変更後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した運送利用管理規程変更事後届出書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　運送利用管理規程を変更した日

三　変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

四　変更を必要とした理由

4　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更後の運送利用管理規程

二　その他変更後の運送利用管理規程に関し必要な事項を記載した書類

（運送利用管理者の選任及び解任の届出）

第十三条の十二　一般貨物自動車運送事業者は、法第二十四条の三第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した運送利用管理者選任（解任）届出書を提出しなければならない。　（新設）

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　選任し、又は解任した運送利用管理者の氏名及び生年月日

三　選任し、又は解任した年月日

四　解任の届出の場合にあっては、その理由

2　前項の運送利用管理者選任届出書には、選任した運送利用管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあることを証する書類を添付しなければならない。